

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

NS ユナイテッド海運株式会社（証券コード:9110）

【据置】

長期発行体格付	A-
格付の見通し	安定的

■ 格付事由

- ドライバルク船を主力とする外航海運会社。国内では大手3社に次ぐ船隊規模を有する。10年10月に旧新和海運と旧日鉄海運が合併して設立され、現在は日本製鉄（24年3月31日議決権所有割合33.47%）および日本郵船（同18.58%）の持分法適用関連会社となっている。売上高の約49%が日本製鉄グループ向けであり、大手エネルギー会社や資源メジャーなどとの取引も多い。なお、上場会社として経営の独立性が高いことなどを踏まえ、当社格付にはスタンドアローン評価を適用している。
- ドライバルク市況が引き続きコロナ禍前を上回る水準で推移するも、業績は底堅さを維持している。中国の鉄鋼メーカーによる生産抑制の動きなど市況悪化リスクに留意する必要があるものの、業績が大きく崩れる懸念は小さいと見ている。強固な事業基盤に変わりないほか、長期契約の積み上げや前中期経営計画で進めた構造改革の効果持続により利益の下振れリスクが抑制されている。財務面では投資が本格化するまでの当面の間は、良好な財務内容が維持される見通しである。以上を踏まえ、格付を据え置き、見通しを安定的とした。
- 25/3期経常利益は200億円（前期比9.8%減）の計画である。円安効果などのプラス寄与が見込まれるものの、入渠関連費用の増加や営業外収支の悪化などを受け、減益となる見通し。26/3期以降も一定の利益を確保すると想定される。新造船の供給圧力は引き続き限定的であり、ドライバルク市況が極端に悪化するリスクは小さいと見られる。今後は脱炭素化に伴う新たな輸送需要の取り込みや、成長が見込まれるアジアへの事業展開などを通じて収益基盤を更に強化していかねばならないと注目していく。
- 25/3期第1四半期末自己資本比率53.1%、DER0.6倍など財務諸指標は良好である。自己資本が順調に積み上がっており、次世代燃料船の導入など将来の投資に備えた財務基盤の構築が進んでいる。24年4月からスタートした新中期経営計画では中長期的な投資の拡大が計画されているが、一定の財務規律を維持する方針も併せて示されている。

（担当）水川 雅義・長安 誠也

■ 格付対象

発行体：NS ユナイテッド海運株式会社

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A-	安定的

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2024年9月19日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：殿村 成信
主任格付アナリスト：水川 雅義
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2024年2月1日)、「海運」(2024年6月3日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) NS ユナイテッド海運株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいで行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル